

一般社団法人 東京学芸大学附属小金井中学校同窓会

定款施行細則

第1章 常任幹事

第1条 当法人の常任幹事の員数は、1卒業年度に4名程度とし、各卒業年度から最低1名の選出が望ましい。なお、選出後に欠員が生じても、原則補充は行わないものとする。

2 前項の規定に関わらず、常任幹事選出委員会が特に認めた場合、1卒業年度に4名を超える員数を随時選出することができるものとする。

3 常任幹事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時常任幹事会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第2条 常任幹事になろうとする者（以下、「申請者」という。）は、所定の応募期間内に所定の申請書に以下の書面を添えて、常任幹事選出委員会（以下、「選出委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、再任の場合は、所定の申請書の提出のみで足りるものとする。

- （1）正会員たる申請者の属する卒業年度の他の正会員5名以上の推薦状
- （2）申請者の身分証明書として住民票又はそれに準ずる申請者の住所・氏名・生年月日が分かる書類

第3条 選出委員会は、以下の基準にしたがい、申請者の中から常任幹事となる者を選出する。

- （1）1卒業年度につき原則として4名まで選出する。
- （2）再任を求める申請者に対しては、過去の常任幹事会への出席及び母校・同窓会・当法人への貢献度を考慮し、新規申請者よりも優先的に選出する。
- （3）新規申請者のうち、推薦人が多い順に上位から選出する。
- （4）推薦人が同数の申請者がいる場合は、選出委員会の決議に従う。

第4条 理事長は、常任幹事の改選が行われる6ヶ月前までに、当法人のホームページ（<http://gakugei.ne.jp/>）に次の各項を含む情報を掲載し、当法人の会員に対し告知するものとする。

- （1）推薦状の様式

- (2) 申請者が提出する申請書様式
- (3) 前項の申請書の提出先及び応募期間

第 2 章 常任幹事選出委員会

第 5 条 選出委員会は、下記の構成員をもって構成する。

- (1) 常任幹事会議長・副議長
- (2) 理事長・副理事長・専務理事
- (3) 定款第 37 条に定める名誉職 若干名

第 6 条 選出委員の選出は、以下にしたがうものとする。

- (1) 常任幹事の改選が行われる前年中の理事会において選出委員及び委員長を選任し、理事長がこれを委嘱する。
- (2) 選出委員の任期は、4 年とする。

第 3 章 名誉職

第 7 条 当法人は、母校の発展及び同窓会活動等に特に寄与した者に感謝と敬意を表し、名誉職として常任顧問、顧問、相談役、参与を置く。

- 2 前項の名誉職は、任期のないものとする。

第 4 章 会 計

第 8 条 当法人の資産は、次のとおりとする。

- 1 . 卒業会費
- 2 . 事業にともなう収入
- 3 . 資産から生ずる果実
- 4 . 寄付金品
- 5 . その他の収入

第 9 条 当法人の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

第 10 条 当法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、毎会計年度の開始前に理事

会が編成し、常任幹事会の承認決議を経なければならない。

第11条 当法人の収支決算は、毎会計年度終了後に代表理事が作成し、常任幹事会に報告しなければならない。

第12条 既納の金品は、返還しない。

第13条 当法人の正会員の卒業会費は、金10,000円とする。

第5章 施行細則の変更

第14条 本定款施行細則を変更するには、総常任幹事の半数以上であって、総常任幹事の議決権の3分の2以上の賛成を得た常任幹事会の決議によらなければならない。

第6章 附 則

第15条 任意団体たる「東京学芸大学附属小金井中学校同窓会」の会員は、当法人成立後に、自動的に「一般社団法人東京学芸大学附属小金井中学校同窓会」の会員となる。ただし、異議を述べた者についてはこの限りではない。